

【記載例】

様式第2号（第2条関係）

結婚祝金交付申請書

役場へ提出する日  
を記入してください。 年 月 日

松野町長 坂 浩 様

結婚の届出が受理され、夫婦ともに住民基本台帳へ記録された日から3箇月以内に申請してください。

シャチハタ不可

申請者 住所 松野町大字松丸 343-1 番地  
氏名 (夫) 松野 桃太郎 ⑩  
(妻) 松野 柚子 ⑩

松野町定住促進条例第5条の規定により、下記のとおり結婚祝金の交付を申請します。

なお、交付に際し、担当課が申請者の住民票謄本の公用請求を行うことに同意します。

申請者と同一となります。

○松野町で課税実績がある場合は、町税等納付状況調査同意書を提出すれば、納税証明書の提出は不要です。  
○それ以外の方は、申請日の属する当該年の前年度の納税証明書の提出が必要となります。

記

1 結婚祝金申請額 100,000 円

2 結婚の状況

氏名	(夫) 松野 桃太郎	(妻) 松野 柚子	
生年月日	平成〇年〇月〇日 (満〇〇歳)	平成〇年〇月〇日 (満〇〇歳)	
婚姻届出日	令和元年〇〇月〇〇日		
転入の場合の 登録日	年 月 日	令和元年〇〇月〇〇日	

添付書類：誓約書、申請者及びその同一世帯員の納税証明書又は町税等納付状況調査同意書、申請者の戸籍謄本、申請者の住民票謄本

○戸籍謄本は必ず提出が必要となります。  
○松野町に本籍がある場合は、町民課で取得できます。  
(戸籍の取得に必要なもの)  
印鑑(シャチハタ不可)、身分証明書、手数料(450円)  
本人以外の場合は、委任状が必要となる場合があります。  
戸籍の取得に必要なものは、2019.4.1時点で確認した内容のため、変更となる可能性がありますので、詳しくは町民課(42-1113)へお問い合わせください。

○松野町担当課において、申請者の住民票謄本の公用請求に同意される場合は、住民票謄本の提出は不要です。ただし、松野町在住者に限ります。  
○住民票謄本の公用請求に同意できない場合は、申請時に住民票謄本を提出してください。